

消費者庁がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画

平成 29 年 3 月 24 日
消費者庁

「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画」（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）に基づき、消費者庁が自ら実行する具体的な措置に関する実施計画を下記のとおり定める。

1. 対象となる事務及び事業

本計画は、原則として、消費者庁の全ての事務及び事業を対象とする。

なお、本計画の対象ではないが、独立行政法人国民生活センターに対しても、実情に応じた地球温暖化対策の率先実行を促すこととする。

2. 対象期間等

本計画は、2016 年度から 2030 年度までの期間を対象とする。ただし、政府実行計画の見直しの状況等を踏まえ、2021 年度以降の実施計画について見直しを行うものとする。

3. 温室効果ガスの総排出量に関する目標

本計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、消費者庁の事務及び事業に伴い直接的又は間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 40%削減することを目標とする。また、中間目標として、2020 年度までに 10%削減を目指すこととする。

この目標は、消費者庁の取組の進捗状況や温室効果ガスの排出量の状況などを踏まえ、一層の削減が可能である場合には適切に見直すこととする。

4. 個別対策に関する目標

1. 公用車の燃料使用量

公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までにおおむね 15%以上

削減することに向けて努める。

2. 用紙類の使用量

用紙類の使用量を、2013 年度比で、2020 年度までにおおむね 10%以上削減することに向けて努める。

3. 事務所の単位面積当たりの電気使用量

事務所の単位面積当たりの電気使用量を、2013 年度比で、2020 年度までにおおむね 10%以上削減することに向けて努める。

4. エネルギー供給設備等における燃料使用量

エネルギー供給設備等で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までにおおむね 10%以上削減することに向けて努める。

5. 事務所の単位面積当たりの上水使用量

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに 10%以上削減することに向けて努める。

5. 措置の内容

1. 建築物の建築、管理等に当たっての配慮

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

「エネルギー消費の見える化とエネルギー管理の徹底について」(平成 28 年 5 月 13 日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ)を踏まえ、エネルギー管理の徹底を図るため、中央合同庁舎第 4 号館にビルのエネルギー管理システム (BEMS) が導入された際はそれを活用し、庁舎のエネルギー使用について不断の運用改善に取り組む。BEMS により把握した庁舎のエネルギー消費量等のデータについては、消費者庁ホームページにおいて公表する等の方法による情報公開を図る。

(2) 温室効果ガスの排出の抑制等に資する建設資材等の選択

断熱性能向上のため、建築物の断熱性能に大きな影響を及ぼす窓については、複層ガラスや二重窓、遮光フィルムの導入など、断熱性能の向上に努める。

(3) 冷暖房の適正な温度管理

庁舎内における冷暖房の適正な温度管理 (冷房の場合は 28 度程度、暖房の場合は 19 度程度) を図る。

2. 財やサービスの購入・使用に当たっての配慮

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び環境配慮契約法（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮しつつ、以下の措置を進める。

(1) 次世代自動車の導入

現在保有している公用車は全て次世代自動車であり、更新時にあわせて計画的に次世代自動車を導入する。

(2) 自動車の効率的利用

公用車で使用する燃料の量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

公用車等の効率的利用等

- ① 公用車で使用する燃料の量を、2013 年度比で、2020 年度までに政府全体でおおむね 15%以上削減することに向けて努めることとする。このため、公用車等の効率的利用等を図るとともに、職員及び来庁者の自動車利用の抑制・効率化に努める。
- ② 消費者庁において、通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

(3) 自転車の活用

消費者庁における日常の連絡業務等に伴う短距離の移動手段として、自転車の積極的な活用を図る。

(4) エネルギー消費効率の高い機器の導入

ア LED照明の導入

現在事務室で使用している照明は全てLED照明であり、庁舎の新築・改修を行う際には、原則としてLED照明を導入する。

イ 省エネルギー型OA機器等の導入等

現在使用しているパソコン、コピー機等のOA機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器は、入れ替え時には極力省エネルギー型のものを選択することとする。また、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

- ① 審議会等資料の電子媒体での提供（審議会等のペーパーレス化）
- ② 電子保存が可能な書類については極力電子保存を行う
- ③ 資料印刷時には、極力 2 アップ及び両面印刷を行う

- ④ 使用済み封筒の再利用
- ⑤ 使用済み用紙の裏紙使用

(6) 再生紙などの再生品や合法木材の活用

ア 再生紙の使用等

古紙パルプ配合率のより高い用紙類の調達割合の向上に努める。また、その他の紙類等についても再生紙の使用を進める。

イ 合法木材、再生品等の活用

合法性が証明された木材又は間伐材等の木材や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品や原材料の選択、使用に努める。

(7) HFC¹等の代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進等

HFCの代替物質を使用した製品等の購入・使用の促進

- ① 安全性、経済性、エネルギー効率等を勘案しつつ、代替物質を使用した製品を積極的に選択する。また、HFCを使用している製品を購入・使用する場合には、地球温暖化への影響のより小さいものを積極的に選択する。
- ② エアゾール製品を使用する場合には、安全性に配慮し必要不可欠な用途を除いて、非フロン系製品の選択・使用を徹底する。

(8) その他

ア その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

温室効果ガスの排出の少ない製品、温室効果ガスの排出の抑制等に寄与する製品を選択するよう努める。

イ 製品等の長期使用等

詰め替え可能な製品等の積極的利用等により、製品等の長期使用等を図る。

ウ 購入時の過剰包装の見直し

過剰に包装された商品の購入を極力避ける。また、購入に際しては、過剰な包装は不要である旨を申し出るよう努める。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア 庁舎におけるエネルギー使用量の抑制等

事務所の単位面積当たりの電気使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向け

¹ HFC（ハイドロフルオロカーボン）は、オゾン層破壊物質であるCFC（クロロフルオロカーボン）等の代替物質として開発され、冷蔵庫、空調機器等の冷媒等として近年使用が急増しているが、強い温室効果をもつことから、97年12月の「地球温暖化防止京都会議（COP3）」で採択された「京都議定書」で削減目標の対象物質とされている。（出典「HFCの破壊処理方法等に関する調査の結果について」（平成11年11月22日））

て、以下の措置を講じる。

- ① 事務室、廊下、湯沸室、トイレの照明を間引き点灯とする。
- ② エレベータの一部を休止する。
- ③ 湯沸室に設置している貯蔵式電気湯沸器の使用を勤務時間内とする。²
- ④ トイレ洗浄便座の暖房等を停止する。³
- ⑤ O A 機器等については、退庁時や休日等の未使用時には、主電源を切る。なお、職員単位に配備している行政端末については、打合せや会議への出席など、長時間席を外す場合にも主電源を切る。
- ⑥ 業務に支障のない範囲で、昼休みには事務室を一斉消灯する。
- ⑦ 業務開始前、業務終了後については、業務に支障のない箇所の消灯に努める。
- ⑧ 最寄階（上り 3 階、下り 4 階が目安）への移動に当たっては、エレベータを使用することなく、階段の使用に努める。
- ⑨ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止など冷暖房効果が上がる方策を徹底する。

イ 庁舎における節水等の推進

事務所の単位面積当たりの上水使用量の削減に係る 2020 年度の目標達成に向けて、以下の措置を講じる。

事務所の単位面積当たりの上水使用量を、2013 年度比で、2020 年度までに政府全体で 10%以上削減することに向けて努めることとし、このため、庁舎における節水等を図る。

(2) ごみの分別

事務室段階でのごみの分別回収を徹底する。

(3) 廃棄物の減量

事務所から排出される廃棄物の量（湿重量）及び廃棄物中の可燃ごみの量を、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（平成 28 年環境省告示第 7 号）を踏まえつつ削減に向けて努めることとし、このため、発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の 3 R を図る。

(4) 消費者庁主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

消費者庁が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、消費者庁が後援等をする民間のイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

4. ワークライフバランスの配慮・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの配慮

² 平日の 18 時以降及び休日においては、電源を切る。

³ 冬季（12 月 1 日から 3 月 31 日まで）を除き、便座の暖房及び温水ヒーター機能は作動させない。

計画的な定時退庁の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進等、省CO₂にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 地球温暖化対策に関する活動への職員の積極的参加の奨励

職員に、いわゆる「環境家計簿」や「スマートメーター」、「家庭エコ診断」による電気、ガス等の温室効果ガスの排出の原因となる活動量の点検の実施を奨励するなど、家庭部門における温室効果ガスの排出削減に寄与する活動への参加を促す。

(3) その他

「省CO₂行動ルール」として、

- ① 作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の減灯を実施
- ② 昼休みや終業後における使用しない照明の消灯を実施する。

6. 実施計画の推進体制の整備と実施状況の点検

1. 本計画の推進・評価・点検は、消費者庁地球温暖化対策推進本部において実施するものとする。本計画の推進・評価・点検の管理総括は、消費者庁次長が行う。
2. 本計画の点検結果については、消費者庁地球温暖化対策推進本部において、毎年成果を取りまとめた上で、ホームページ等適切な方法を通じ公表する。
透明性の確保及び率先的取組の波及を促す観点から、点検結果の公表に当たっては、温室効果ガスの総排出量などの実施計画に定めた各種指標等、取組項目ごとの進捗状況について、目標値や過去の実績値等との比較評価を行うほか、組織単位の取組予定及び進捗状況の横断的な比較評価を行い、これを併せて公表する。また、組織の大幅改編等の要因分析も合わせて公表することとする。

7. 組織・施設ごとの温室効果ガスの排出削減計画

消費者庁温室効果ガス削減計画

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車燃料	kg-CO2	7,397	7,759	6,287	-15%
施設のエネルギー使用	kg-CO2	378,867	280,392	340,980	-10%
電気	kg-CO2	242,563	192,497	218,307	-10%
(電気使用量)	kWh	462,025	362,517	415,823	-10%
(電気の排出係数)	kg-CO2/kWh	0.525	0.531	0.525	固定
電気以外	kg-CO2	136,304	87,895	122,674	-10%
その他		0	0	0	-
合計		386,264	288,151	347,638	-10%

	(単位)	2013 年度	2014 年度	2020 年度目標	
				(13 年度比)	
公用車に占める次世代自動車の割合	%	100	100	100	
公用車の燃料使用量	GJ	110	116	94	-15%
LED照明の導入割合	%	100	100	100	
用紙の使用量	t	46	45	41	-10%
事務所の単位面積当たりの電気使用量	kWh/m ²	109	85	98	-10%
エネルギー供給設備等における燃料使用量	GJ	2,391	1,542	2,152	-10%
事務所の単位面積当たりの上水使用量	m ³ /m ²	0.19	0.17	0.17	-10%